

## 返戻金制度に関する事項

本書は、甲および乙間における紹介契約に基づき、返戻金制度に関する事項を以下のとおり定めるものである。

### 第1条（返戻金の発生要件）

甲が紹介した者（以下「丙」という）が乙に雇用された後、丙が自己都合により退職した場合、以下の条件に基づき、乙は甲に対し紹介手数料の一部を返還するものとする。

### 第2条（返戻金の返還手続きおよび返還割合）

1. 甲は、丙の退職が確認された際、速やかに丙の退職届等の証明書類を乙に提示しなければならない。
2. 乙が当該証明書類を受領した日を「返還請求日」とし、これを基準として以下の割合に従い、紹介手数料（第3条第1項で定める金額）を返還するものとする。
  - ・ 丙の退職が1ヶ月以内の場合：紹介手数料の 50%
  - ・ 丙の退職が2ヶ月以内の場合：紹介手数料の 40%
  - ・ 丙の退職が3ヶ月以内の場合：紹介手数料の 30%

### 第3条（返還期限）

1. 乙は、返還請求日より翌月末日までに、該当する返戻金を甲に返還するものとする。
2. ただし、丙の退職から60日以内に甲が乙へ退職の通知を行わなかった場合は、乙は返還義務を負わず、甲の返金請求権は失効する。